

9月10日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第73号、議案第98号、議案第99号、議案第102号、議案第103号および議案第105号の6議案につきまして、9月16日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過および結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第73号について、名称変更は、市の指導か、地域住民の声かとの質疑に対して、結果としてこの名称で提案をするのは市ですが、地域の方からも改築を機会に名称変更の検討をとのご意見をいただいていたと答弁がありました。また、名称変更により、行政として期待することはとの質疑に対して、地域住民の交流の場として、市民の方々に活用していただく施設となることを期待していると答弁がありました。

議案第98号について、旧慣使用权を有する土地が他にもあるのかとの質疑に対して、市名義、村中名義等があり、すべてを把握できていないのが現状で、今後、適正に管理していくと答弁がありました。

議案第99号について、市民の方への説明はとの質疑に対して、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、説明会の開催日、開催方法を検討すると答弁がありました。

議案第102号について、市の拠出分の返金はとの質疑に対して、昨年度末に10,028,500円の返金があり、主にカーブミラーの修繕等の交通対策事業に使用予定であると答弁がありました。

議案第103号について、現在までの寄付金の額はとの質疑に対して、市役所に直接持ってきていただいたのが、2件計30,000円とポータルサイトで49件計166,000円であると答弁がありました。また、基金の用途はとの質疑に対して、原資が地方創生臨時交付金であるため、今のところ複数年にわたる事業者向け利子補給事業を想定していると答弁がありました。

議案第105号について、入荷が1カ月遅れる理由はとの質疑に対して、約4,800台の初期設定に1か月ほどを要するためであると答弁がありました。また、どういう契約形態かとの質疑に対して、今後、落札業者と本市の必要な台数分について、直接契約を行うと答弁がありました。さらに、メンテナンス等の費用はとの質疑に対して、来年度から補修費用、ソフト使用料、通信費や電気代の増加等を含めて、1年間で約8,000万円かかると予想していると答弁がありました。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第73号湖南省地域総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第98号旧慣使用权の廃止について、議案第99号字の区域および名称の変更について、議案第103号湖南省新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についておよび議案第105号財産の取得についての5議案について、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第102号令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定については全員賛成で原案どおり認定すべきものと決定しました。